

国家公務員給与等実態調査及び 職種別民間給与実態調査の概要

人事院は、令和元年8月7日に国会及び内閣に対して人事院勧告を行いました。この人事院勧告の基礎資料を得るため、例年どおり「国家公務員給与等実態調査」と「職種別民間給与実態調査」を実施しました。本稿では、それぞれの調査の概要について紹介します。

給与局給与第一課

一 給与勧告

国家公務員の給与は、国家公務員法により、国会において社会一般の情勢に適應するよう随時変更するものとされ、その変更に関して人事院は勧告することを義務付けられています。

人事院は、情勢適應の原則に基づき国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っています。

なお、令和元年の人事院勧告の内容については、人事院月報同年九月号（人事院勧告特集号）に掲載しています。

二 民間給与との比較方法

民間給与との比較方法について、月例給与の比較においては、単純な給与の平均値によるものではなく、一般の行政事務を行っている国家公務員（行政職俸給表（一）適用職員）とこれに類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の民間企業従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の四月分の給与を対比させて、精密に比較しています（ラスパイレス方式）。

他方、特別給（賞与等）の民間との比較においては、個人別に当年の夏季を含めた一年間の支給額を調査することが困難であるため、民間における事業所ごとの過去一年間における特別給の支給人員及び支給総額を全国集計し、それを基に従業員一人当たりの平均支給額を求め、これを一人当たりの平均所定内給与で除して、支給割合（月数）を算出し、その支給割合に合わせて公務員の特別給の支給月数を改定しています。

このような比較を行うため、人事院は国家公務員と民間企業従業員双方の給与の実態を正確に把握することを目的として、毎年「国家公務員給与等実態調査」と「職種別民間給与実態調査」を実施しています。

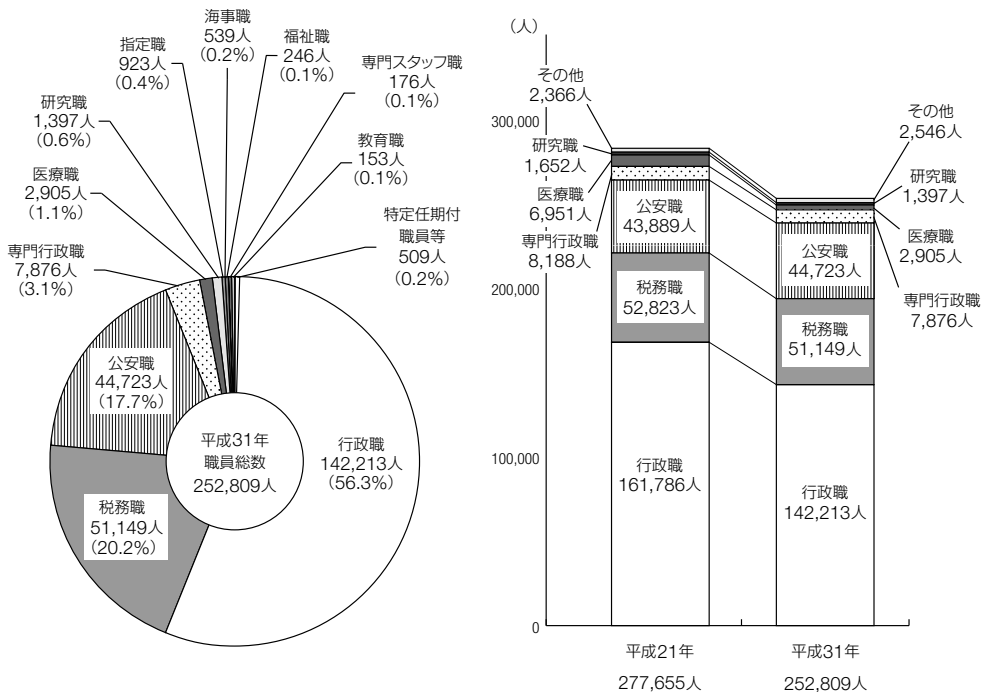
一 調査の概要

国家公務員給与等実態調査は、「一般職の職員給与に関する法律（以下「給与法」という。）」の適用を受ける職員、「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」の適用を受ける職員及び「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、人事行政の基礎資料を得ることを目的として、毎年、各府省の協力を得て実施しています。

同調査は、原則として、各年の一月一日に在職し、かつ、同年四月一日現在においても引き続き在職する常勤の職員全員を対象としています。ただし、休職中の職員、育児休業中の職員、在外公館に勤務する職員等は除かれます。

なお、職員数等には、新規採用者（九、九六五人）及び再任用職員（一三、七七三人）は含まれていません。

第1図 職種別職員数



(注) 1 職員数は、4月1日現在の在職者（新規採用者及び再任用職員は含まない。）である。
 2 行政職のうち行政職俸給表(-)適用者の在職者は、平成31年が139,782人（55.3%）、21年が157,357人（56.7%）である。
 3 特定任期付職員等は、特定任期付職員（435人）及び任期付研究員（74人）の合計である。
 4 構成比は、各職種ごとに四捨五入しているため、合計が100.0%にはならない。

二 調査結果

(一) 職員の在職状況等

ア 職員数

平成三十二年四月一日に在職する職員は、二五二、八〇九人（前年比七三人減）となっています。

職種別の職員数及び構成比は、行政職が一四二、二一三人（五六・三％）で最も多く、そのうち行政職（一）が一三九、七八二人（五五・三％）を占めています。

次いで、税務職が五一、一四九人（二〇・二％）、公安職が四四、七二三人（一七・七％）、専門行政職が七、八七六人（三・一％）、医療職が二、九〇五人（一・一％）の順となっています。

また、職員数を一〇年前の平成二十二年四月と比較すると、全職員で二四、八四六人減少しています。

職種で見ると、社会保険庁の廃止及び国立高度専門医療センターの独立行政法人化などにより、行政職は一九、五七三人（二二・一％）、医療職は四、〇四六人（五八・二％）減少しています。一方、公安職は、八三四人（一・九％）増加しています（第1図）。

イ 年齢構成

平成三十二年四月の行政職（一）の平均年齢は四三・四歳で、前年より〇・一歳低くなっており、全職員の平均年齢は四三・一歳で、横ばいとなっています（第2図）。

なお、年齢階層別の人員構成比について、平成二十二年四月と比較してみると、三〇歳台の職員の比率が大幅に減少しており、相対的に四〇歳台後半から五〇歳台の職員の比率が増加しています（第3図）。

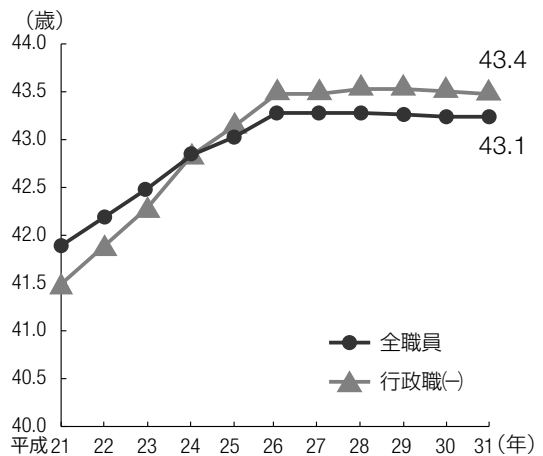
ウ 学歴構成

全職員の最終学歴別構成は、大学院（大学院修了を含む。以下同じ。）が五四・〇％、短大卒が一三・九％、高校卒が三二・〇％、中学卒が〇・一％となっています。

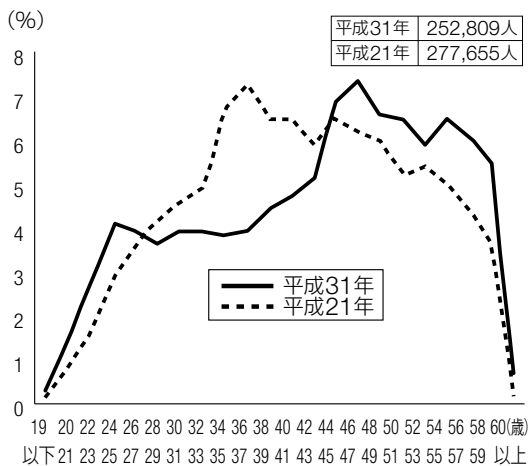
二〇年前の平成十一年四月と比較してみると、当時四三・四％であった大学院卒の割合が、平成三十二年には五四・〇％と増加しており、高学歴化が着実に進んでいます。

この傾向は、行政職（一）により顕著に見られ、高校卒の割合が平成十一年において四九・六％であったものが、平成三十二年には二九・〇％となり、一方で大学卒

第2図 平均年齢の推移



第3図 年齢階層別人員構成比（全職員）



の割合が平成一一年において三七・二%であったものが、平成三一年には五八・四%となっています(第4図)。

(二) 職員の給与

ア 平均給与月額

民間給与との比較に用いる行政職(一)の平成三一年四月一日における平均給与月額(俸給、地域手当、広域異動手当、俸給の特別調整額、扶養手当、住居手当、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等の合計)は、四一一、一二三円となり、前年に比べ一八三円増となっています。また、全職員の平均給与月額は、四一七、六八三円となり、前年に比べ四五三円増となっています(第1表)。

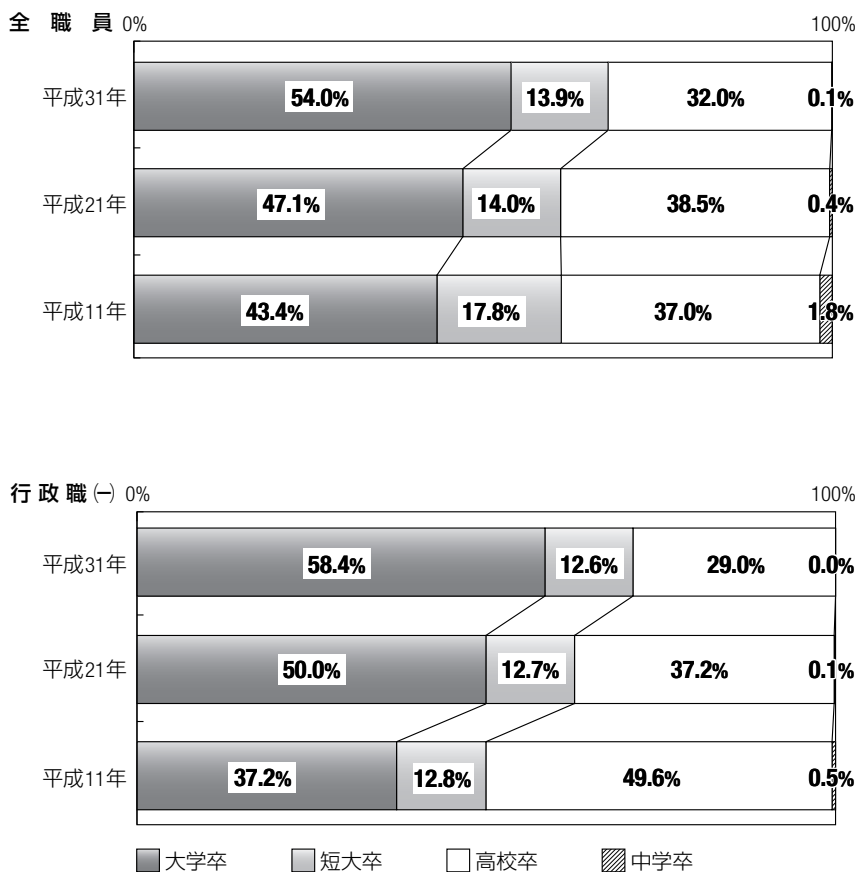
なお、行政職(一)について、平均給与月額を組織区分別に見ると、本府省四五二、九二二円、管区機関四一六、九七七円、府県単位機関三九五、三六一円、その他の地方支分部局三八六、〇六七円、施設等機関等三四九、八一〇円となっています。

イ 俸給(俸給の調整額を含む。)

俸給は、いわゆる基本給で、その平均月額は、行政職(一)で三二九、四三三円、全職員で三三八、九六九円となっています。俸給については、前年の人事院勧告に

基づき俸給表の引上げ改定が行われましたが、若年層職員の増加による平均年齢の低下により、平均月額は、前年に比べ、行政職(一)で四二二円減、全職員では一五二円減となっています。

第4図 最終学歴別人員構成比



(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。
2 構成比は、各学歴ごとに四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

第1表 平均給与月額

給与種目	区分	行政職俸給表(一)適用職員		全職員	
		平成31年	平成30年	平成31年	平成30年
		円	円	円	円
俸給		329,433	329,845	338,969	339,120
地域手当等		43,540	43,062	43,096	42,546
俸給の特別調整額		12,659	12,481	11,953	11,883
扶養手当		10,059	10,429	10,320	10,649
住居手当		6,121	5,893	5,675	5,453
その他		9,311	9,230	7,670	7,579
合計 (平均給与月額)		411,123	410,940	417,683	417,230

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。また、平成30年の俸給には、差額基本手当を含む。
 2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。
 3 その他は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

第2表 主な手当別受給者数、受給者平均手当月額及び受給者割合

全職員：252,809人

手当	区分	受給者数	受給者平均手当月額	受給者割合
		人	円	%
扶養手当		129,468	20,152	51.2
住居手当		56,443	25,416	22.3
単身赴任手当		20,345	45,999	8.0
地域手当		204,611	49,723	80.9
広域異動手当		34,916	20,656	13.8
特地勤務手当 (特地勤務手当に準ずる手当を含む。)		2,635	44,093	1.0
寒冷地手当		26,386	6,919	10.4
俸給の特別調整額		43,593	69,317	17.2
本府省業務調整手当		37,422	24,235	14.8
初任給調整手当		790	156,065	0.3
通勤手当		203,790	14,123	80.6

- (注) 1 地域手当受給者には、異動保障等により支給される者を含む。
 2 受給者割合とは、受給者数を全職員数で除したものである。

ウ 諸手当

職員に支給される主な手当の受給状況は、次のとおりとなっています
(第2表)。

(ア) 扶養手当

扶養手当は、扶養親族を有する職員に支給される手当で、受給者は全職員の五一・二%に当たる一二九、四六八人であり、前年と比べ三、一八三人減となっています。

受給者の平均手当月額(以下「受給者平均手当月額」という。)は、二〇、一五二円で、前年に比べ一五〇円(〇・七%)減となっています。

扶養親族の内訳を見ると、扶養親族である配偶者は八六、九八八人となっています。また、扶養親族であ

第3表 扶養親族・手当額別の扶養親族数

扶養親族・手当額			扶養親族数
配偶者		6,500 円 (注)	86,988 人
子	1人につき	10,000	171,279
	うち加算対象となる子1人につき	5,000 加算	58,897
父母等	1人につき	6,500 (注)	7,347

(注) 行政職俸給表(-)8級以上職員等の場合、支給額は3,500円。

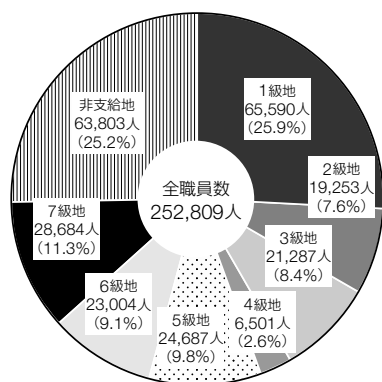
第4表 住居の種類別職員割合（地域手当支給区分別）

地域手当支給区分	公務員宿舎		自宅	借家・借間	その他
	世帯用宿舎	寮等			
計	29.5 %	1.7 %	46.0 %	22.6 %	0.1 %
1級地	23.9	2.1	47.0	26.5	0.5
2級地	20.2	2.0	58.2	19.5	0.1
3級地	23.7	2.2	53.9	20.1	0.0
4級地	26.1	0.6	53.6	19.7	0.1
5級地	28.4	0.6	51.0	20.0	0.0
6級地	29.2	1.8	48.6	20.3	0.0
7級地	30.1	0.5	47.4	22.0	0.0
非支給地	40.6	2.1	34.5	22.8	0.0

(注) 職員割合は、各種類ごとに四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

- (イ) 住居手当
住居手当は、借家・借間に居住し、一定額を超える家賃・間代を支払っている職員に支給される手当で、受給者は全職員の二二・三%に当たる五六、四四三人であり、前年と比べ二、二〇四人増となっています。
受給者平均手当月額額は、二五、四一六円で、前年と比べ七円減となっています。
- なお、職員の住居について、その種類の割合を見ると、公務員宿舎（世帯用宿舎及び寮等）三一・二%、自宅四六・〇%、借家・借間二二・六%、その他〇・一%となっています（第4表）。
- (ウ) 地域手当
地域手当は、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、民間賃金の高い地域に勤務する職員の給
- る子は一七一、二七九人（うち満一六歳年度初めから満二二歳年度末にある子に係る加算措置の適用を受けている子は五八、八九七人）となっています（第3表）。

第5図 地域手当支給区分別職員数



級地	主な支給地域	支給割合
1級地	東京都特別区	20/100
2級地	大阪市、横浜市	16/100
3級地	さいたま市、千葉市、名古屋市	15/100
4級地	神戸市	12/100
5級地	水戸市、天津市、京都市、奈良市、広島市、福岡市	10/100
6級地	仙台市、宇都宮市、甲府市、岐阜市、静岡市、津市、和歌山市、高松市	6/100
7級地	札幌市、前橋市、新潟市、富山市、金沢市、福井市、長野市、岡山市、徳島市、長崎市	3/100

(注) 構成比は、各支給区分ごとに四捨五入しているため、合計が100.0%にならない。
支給割合は、給与法第11条の3第2項に定められている割合である。

(オ)

俸給の特別調整額
俸給の特別調整額は、管理又は監督

なっています。

受給者平均手当月額は、二〇、六五
六円で、給与制度の総合的見直しによ
り支給割合が改定されたことにより、
前年と比べ六三三円(三・二%)増と

給しています。
広域異動手当は、広域異動を行った
職員に支給される手当で、全職員の一
三・八%に当たる三四、九一六人が受

(エ)

広域異動手当

なお、地域手当支給区分別の職員数
の割合は、一級地二五・九%、二級地
七・六%、三級地八・四%、四級地二
・六%、五級地九・八%、六級地九・
一%、七級地一一・三%、非支給地二
五・二%となっています(第5図)。

受給者平均手当月額は、四九、七二
三円で、前年と比べ三二〇円(〇・
六%)増となっています。

与水準の調整を図るために支給される
手当で、全職員の八〇・九%に当たる
二〇四、六一一人(異動保障等による
受給者を含む。)が受給しています。

第5表 俸給の特別調整額の支給区分別受給者数及び受給者割合

機関等	区分	一種	二種	三種	四種	五種	受給者計
本府省		課長	室長				
管区機関		機関の長	部長		課長		
府県単位機関			機関の長	部長		課長	
受給者数		人	人	人	人	人	人
(受給者割合)		(1.2%)	(1.8%)	(2.6%)	(7.0%)	(4.7%)	(17.2%)

(注) 1 受給者割合とは、受給者数を全職員数で除したものである。
2 受給者割合は、各区分ごとに四捨五入しているため、各区分の合計と受給者計が一致しない。

の地位にある職員に支給される手当（いわゆる管理職手当）で、全職員の一七・二％に当たる四三、五九三人が受給しています。

受給者平均手当当月額は、六九、三一七円で、前年と比べ七七円（〇・一％）減となっています。

また、全職員に対する俸給の特別調整額受給職員の割合を支給区分別に見ると、一種（本府省課長、管区機関の長等）一・二％、二種（本府省室長、管区機関部長等）一・八％、三種（府県単位機関部長等）二・六％、四種（管区機関課長等）七・〇％、五種（府県単位機関課長等）四・七％となっています（第5表）。

(カ) 本府省業務調整手当

本府省業務調整手当は、本府省の業務に従事する行政職(一)等の職員（俸給の特別調整額が支給される職員を除く。）に支給される手当で、全職員の一四・八％に当たる三七、四二二人が受給しています。

受給者平均手当当月額は、二四、二三五円で、前年と比べ二三元（〇・一％）減となっています。

第6表 通勤方法別職員割合（地域手当支給区分別）

地域手当支給区分	区分	通勤手当受給者の通勤方法			通勤手当非受給者
		交通機関等のみ利用者	交通用具のみ使用者	交通機関等・交通用具の併用者	
計		56.6	18.9	5.1	19.4
1 級 地		91.9	1.1	2.4	4.7
2 級 地		78.8	6.6	4.6	10.1
3 級 地		69.7	7.5	9.2	13.7
4 級 地		70.4	10.4	5.9	13.2
5 級 地		57.4	19.4	5.9	17.3
6 級 地		47.2	23.7	9.1	19.9
7 級 地		42.7	26.5	7.4	23.4
非支給地		17.1	40.4	3.9	38.7

(注) 職員割合は、各区分ごとに四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

(キ) 通勤手当

通勤手当は、通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員及び交通用具を使用することを常例とする職員に支給される手当で、全職員の八〇・六％に当たる二〇三、七九〇人が受給しています。

受給者平均手当当月額は、一四、一三三元で、前年と比べ九三元（〇・七％）減となっています。なお、通勤手当は、実費弁償的な手当であることから、民間給与との比較を行う平均給与月額には含まれていません。

また、全職員の通勤方法別の割合を見ると、交通機関等のみの利用者が五六・六％で全体の約半数を占め、交通用具のみの使用者が一八・九％、交通機関等と交通用具の併用者が五・一％、非受給者が一九・四％となっています（第6表）。

職種別民間給与実態調査

一 調査の概要

職種別民間給与実態調査は、国家公務員法等の規定の趣旨に基づき、国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院、都道府県及び政令指定都市等の各人事委員会が共同して調査を実施しています。

なお、調査については、各調査機関の職員である調査員が各事業所に訪問して行う実地調査の方法を採っています。

約一二、五〇〇の事業所を実地調査

「二〇一九年（平成三一年）職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりとなっております。

ア 調査期間

平成三一年四月二四日～令和元年六月
一三日（五一日間）

イ 調査対象事業所

企業規模五〇人以上、かつ、事業所規模五〇人以上の全国の民間事業所約五八、八〇〇（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約一二、五〇〇の事業所。産業別、企業規模別調査事業所数は第7表のとおり。

ウ 調査の内容

この調査では、事務・技術関係二二職種の約五〇万人及び研究員、医師等五四職種の約六万人について、平成三一年四月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を実地に詳細に調査するとともに、各民間企業における給与と規定の状況等を調査しています。また、民間事業所における平成三〇年冬と令和元年夏の特別給の状況等を把握するため、平成三〇年八月から令和元年七月までの直近一年間の支給実績についても調査しています。

第7表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 10,902	事業所 1,848	事業所 1,330	事業所 1,267	事業所 4,633	事業所 1,824
農 業、林 業、漁 業	15	0	0	0	7	8
鉱 業、採 石 業、砂 利 業	763	135	99	84	261	184
採 取 業、建 設 業	4,677	612	555	581	2,137	792
製 造 業	1,843	368	235	185	748	307
電 気・ガ ス・熱 供 給 業、情 報 通 信 業、水 道 業、運 輸 業、郵 便 業	856	105	124	116	380	131
卸 売 業、小 売 業	498	187	98	54	136	23
金 融 業、保 険 業、不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	2,250	441	219	247	964	379
教 育、学 習 支 援 業、医 療、福 祉、サ ー ビ ス 業						

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が147所、調査不能の事業所が1,500所あった。

調査完了率

本調査の調査完了率は、民間事業所の皆様の御理解御協力を得て、八七・九%と極めて高いものとなっております。調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと云えます。

調査の見直し

職種別民間給与実態調査の具体的な方法については、民間企業従業員の給与をより広く把握し国家公務員の給与に反映させるため、産業構造や組織形態等の変化も踏まえつつ、必要な見直しを行ってきました。具体的には、平成一八年に調査対象企業規模をそれまでの一〇〇人以上から五〇人以上に引き下げるとともに、比較対象従業員の範囲をスタッフ職に拡大したほか、平成二五年に調査対象産業を全ての産業に拡大し、平成二六年に比較対象従業員に中間職（職責が部長と課長の間、課長と係長の間等に位置付けられる従業員）を追加するなどの見直しを行ってきています。

二 調査結果

本調査により把握した民間給与の状況

は、次のとおりとなっております。

なお、総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元していません。

(一) 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で四八・七%（前年四九・三%）、高校卒で三〇・三%（同二九・一%）となっております。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で三八・四%（同三四・三%）、高校卒で四一・二%（同三六・八%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で六〇・八%（同六五・五%）、高校卒で五八・二%（同六二・七%）となっております。

新卒事務員・技術者計の平均初任給月額を学歴別に見ると、大学院修士課程修了で二二八、九〇七円、大学卒で二〇三、一六七円、高校卒で一六五、四一二円となり、前年に比べそれぞれ一、五七三円（〇・七%）、一、一五四円（〇・六%）、一、八六一円（一・一%）の増となっております（第8表）。

第8表 新卒事務員・技術者計の学歴別平均初任給月額

学 歴	項 目	平均初任給月額	対前年増減	対前年増減率
		円	円	%
	大学院修士課程修了	228,907	1,573	0.7
	大 学 卒	203,167	1,154	0.6
	高 校 卒	165,412	1,861	1.1

(注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第9表 職種別平均支給額等（事務・技術計）

項目 職種名	平均 年齢	対前年 増減	平均支給額		
			平均 支給額	対前年 増減	対前年 増減率
	歳	歳	円	円	%
部長	52.5	▲0.1	696,834	▲4,023	▲0.6
部次長	50.9	▲0.2	632,493	13,427	2.2
課長	49.1	0.0	577,649	▲7,463	▲1.3
課長代理	46.2	0.1	509,450	▲943	▲0.2
係長	44.8	▲0.4	414,187	▲6,740	▲1.6
主任	41.8	▲0.1	359,971	▲3,291	▲0.9
係員	36.3	0.1	298,310	3,314	1.1

- (注) 1 平均支給額は、平成31年4月分のみまとめて支給する給与総額(平均)から時間外手当額(平均)を差し引いた額である。
 2 部次長には中間職(部長-課長間)を、課長代理には中間職(課長-係長間)を、主任には中間職(係長-係員間)を含む。
 3 ▲はマイナスを示す。

(二) 職種別給与月額状況

この調査では、前述のとおり、事務部長、同課長、同係長、技術部長、同課長、同係長など職種別に、平成三十二年四月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を調査しています。

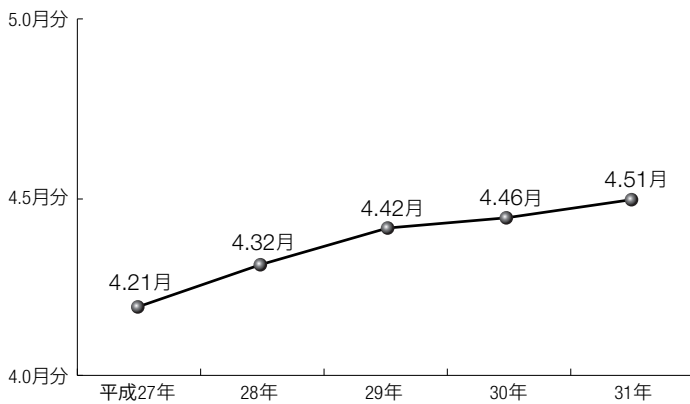
事務・技術関係職種における職種別（支店長及び工場長を除く事務・技術

(三) 賞与等の状況

計)の平均支給額等は、第9表のとおりとなっております。
 なお、初任給関係以外の調査対象従業員の推定数は約四一〇万人となっております。

平成三〇年八月から令和元年七月までの一年間において、民間事業所で支払わ

第6図 特別給の年間支給月数の推移



れた特別給は、年間で所定内給与月額の四・五一月分に相当（上半期・下半期別に特別給の支給額を平均所定内給与月額で除して算出）しています。なお、特別給の年間支給月数の推移は、第6図のとおりとなっております。また、平成三〇年冬季賞与における考課査定分の賞与全体に占める割合は、係員で四五・〇％（前年四四・八％）、課長級で四九・三％（同四八・四％）、部長級（非役員）で五〇・

第10表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
55.0 %	45.0 %	50.7 %	49.3 %	49.7 %	50.3 %

(注) 本店事業所数ウエイトを用いて算出した割合である。

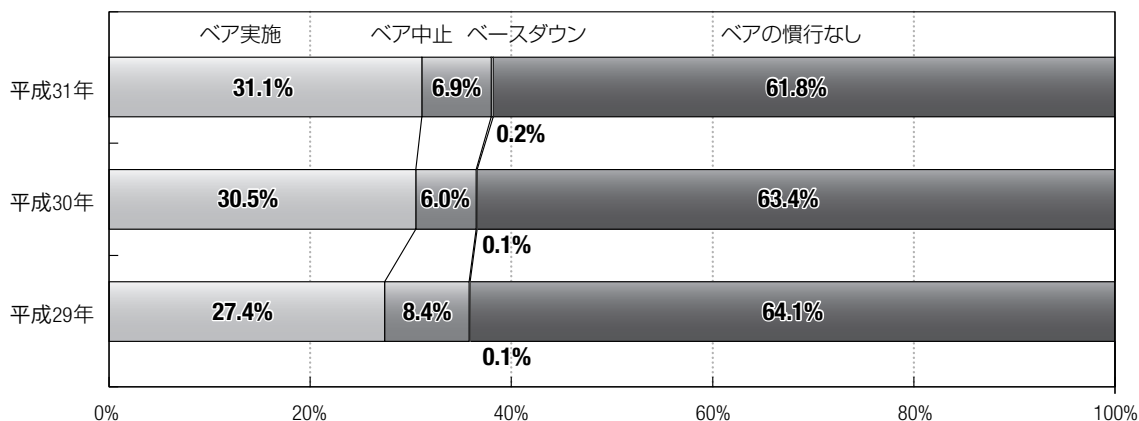
三%（同四九・五%）となっています
（第10表）。

（四）給与改定の状況

第7図に示すとおり、民間の事業所においては、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は三一・一%（前年三〇・五%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は〇・二%（同〇・一%）となっています。

また、第11表に示すとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は八九・四%（前年八七・一%）となっています。昇給額については、前年に比べて増額となっている事業所の割合は二七・〇%（同三〇・一%）、減額となっている事業所の割合は五・七%（同四・一%）となっています。

第7図 給与改定の状況の推移（係員）



（注）本店事業所数ウェイトを用いて算出した割合である。

第11表 定期昇給の実施状況の推移（係員）

項目 年	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
平成 31年	% 90.4	% 89.4	% 27.0	% 5.7	% 56.7	% 1.0	% 9.6
30年	88.4	87.1	30.1	4.1	52.9	1.3	11.6
29年	88.5	87.1	27.2	5.2	54.7	1.4	11.5

（注）本店事業所数ウェイトを用いて算出した割合である。

(五) 諸手当の状況

第12表は、住宅手当の支給状況を示したものです。

住宅手当を支給する事業所の割合は五二・二％（前年五〇・六％）となっており、そのうち借家・借間に支給する事業所の割合は九二・九％（同九四・七％）となっています。

借家・借間に住宅手当を支給する事業所のうち、一律定額の事業所の割合は二〇・七％（同二一・四％）、一律定額以外の事業所の割合は七九・三％（同七八・六％）となっています。

第12表 住宅手当の支給状況

支 給	借家・借間			非支給
	借家・借間	一律定額	一律定額以外	
52.2 %	(92.9) %	[20.7] %	[79.3] %	47.8 %

- (注) 1 () 内は、住宅手当を支給する事業所数を100とした割合である。
 2 [] 内は、借家・借間に対する手当を支給する事業所数を100とした割合である。
 3 本店事業所数ウェイトを用いて算出した割合である。

「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果については、人事院のホームページ(<https://www.jinji.go.jp/>)に掲載しています。